

〔沿革〕	平成22年3月例規（警）第12号 平成30年3月例規（警）第7号	平成27年3月例規（警）第11号 令和2年7月例規（少）第63号 各部長・参事官・所属長
------	-------------------------------------	--

見出しの要綱を別添のとおり制定したので誤りのないようにされたい。

なお、千葉県警察少年センター運営要綱の制定について（平成11年例規（少）第16号）は、廃止する。  
別添

#### 千葉県警察少年センター運営要綱

### 第1 目的

この要綱は、少年の健全な育成に資するため、千葉県警察少年センター（以下「少年センター」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 少年センターの設置等

- 1 少年センターの業務を処理するため、本部少年センター及び地区少年センターを置く。
- 2 本部少年センターは、地区少年センターを統括する。
- 3 本部少年センター及び地区少年センターの名称、位置及び担当区域は、別表のとおりとする。

### 第3 少年センターの業務

少年センターにおいては、次の業務を処理するものとする。

- (1) 少年相談（電話・面接）の実施及び指導に関する事。
- (2) 街頭補導及び継続補導の実施及び指導に関する事。
- (3) 被害少年等の支援に関する事。
- (4) 非行の防止及び保護のための対策に関する事。
- (5) 少年警察活動に係る機関、ボランティア、団体等との連携に関する事。
- (6) 心理査定に関する事。
- (7) その他特命に関する事。

### 第4 署長の責務

署長は、生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）と緊密な連携を図り、少年センターの効果的な活用に配慮するものとする。

### 第5 少年センターにおける少年相談

- 1 少年等が悩み事や困りごとを気軽に相談できるよう、少年センターにおいて電話相談を実施するものとする。
  - (1) 電話相談の名称  
ヤング・テレホン
  - (2) 電話番号  
直通 0120—783—497
- 2 少年相談を実施する上で必要がある場合は、少年センターの面接室で面接相談を実施するものとする。

なお、面接相談は、原則として予約制とするが、急を要する等特別の場合は、この限りでない。

### 第6 少年センター職員の派遣要請

署長は、少年相談等のため少年センター職員の派遣を要請する場合は、千葉県警察少年センター職員派遣要請書（別記第1号様式。以下「派遣要請書」という。）により、少年課長に要請するものとする。

### 第7 少年に対する支援等

- 1 署長は、少年補導、少年相談等の活動を通じ、次のいずれかに該当する少年を発見したときは、「要支援少年連絡票」（別記第2号様式）により、少年課長に連絡するものとする。ただし、署長が前第6の派遣要請書により少年センター職員の派遣を要請した場合は、この限りでない。
  - (1) 常習的に家出を繰り返していること。
  - (2) 家出の原因、動機や家出中の行動等から将来、罪を犯すおそれがあること。

- (3) 集団により不良行為を行っていること。
- (4) 補導の回数、頻度等から将来、罪を犯すおそれがあること。
- (5) 非行集団等からの離脱支援が必要と認められること。
- (6) 福祉犯被害のおそれがあること。
- (7) 虐待、いじめ等の被害を受けているおそれがあること。
- (8) その他少年に対する専門的、継続的支援が必要と認められること。

2 少年課長は、前1による連絡を受け、必要があると認めたときは、署長と協議の上、少年センター職員に次の活動を実施させるものとする。

- (1) 不良行為少年等に対する継続補導、被害少年等に対する支援及び保護者等からの少年相談受理
- (2) 関係機関等との連携による立直り支援等

3 少年センター職員は、前2の活動を実施した場合は、事案の取扱い経過を明らかにし、随時署長及び少年課長に報告するものとする。

## 第8 心理査定の実施

少年の適正な処遇並びに少年及び保護者に対する適切な指導及び助言に反映させるため、少年センターにおいて心理査定を実施するものとする。

### 1 心理査定の対象者

心理査定の対象者は、少年相談、継続補導等における処遇において心理査定が必要と認められる少年（以下「心理査定対象少年」という。）及び少年課長が必要と認めた者とする。

### 2 心理査定の依頼

署長は、心理査定が必要と認められるときは、心理査定対象少年の保護者から依頼書（別記第3号様式）を徴した上、心理査定依頼書（別記第4号様式）により、少年課長に対して依頼するものとする。

なお、その依頼に当たっては、心理査定の実施日時を事前に少年課長と協議するものとする。

### 3 心理査定の実施結果

少年課長は、心理査定を実施したときは、心理査定結果通知書（別記第5号様式）により、依頼した署長にその結果を通知するものとする。

## 別表（第2の3）

名称	位置	担当区域
本部少年センター	千葉県稲毛区天台6丁目5番2号 千葉県中央児童相談所・千葉県警察少年センター4階	千葉中央署、千葉東署、千葉西署、千葉南署及び千葉北署の管轄する区域
東葛地区少年センター	柏市柏5丁目8番32号 柏市役所本庁舎第2分室2階	鎌ヶ谷署、松戸署、松戸東署、野田署、柏署、流山署及び我孫子署の管轄する区域
京葉地区少年センター	習志野市鷺沼一丁目2番2号 NKCビル3階	習志野署、八千代署、船橋署、船橋東署、市川署、行徳署及び浦安署の管轄する区域
内房地区少年センター	袖ヶ浦市奈良輪2丁目3番地9	市原署、木更津署、君津署、富津署、館山署及び鴨川署の管轄する区域
北総地区少年センター	成田市馬橋8番地1 成田市防犯事務所内	佐倉署、四街道署、成田署、成田国際空港署、印西署、香取署、銚子署、旭署及び匝瑳署の管轄する区域
外房地区少年センター	茂原市茂原640番地10 地塲第三ビル4階	山武署、東金署、茂原署、いすみ署及び勝浦署の管轄する区域

以下別記様式省略